

公示送達書

令和7年度市民税・県民税納税通知書の送付を受けるべき別紙に掲げる者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は八代市財務部市民税課において保管しておりますので、申し出があり次第いつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき書類の送達があったものとみなされます。

令和8年 7月10日

八代市長 小野 泰 輔



市県民税 公示送達者一覧表 (令和7年度)

※送達をうけるべきもの	
氏名漢字	通知書番号
UM SOKANHA	911
VU VAN DAI	4032